

令和 6 年 9 月 13 日

令和 6 年広島県議会 9 月定例会議案 (その 2)

広 島 県

## 令和六年広島県議会九月定例会議案目次（その二）

県第六十四号	広島県手数料条例等の一部を改正する条例	一
県第六十五号	広島県の事務を市町が処理する特例を定める条例の一部を改正する条例	八
県第六十六号	広島県青少年健全育成条例の一部を改正する条例	一一
県第六十七号	広島県と広島県信用保証協会との損失補償契約に基づく回収納付金を受け取る権利の放棄に関する条例の一部を改正する条例	一六
県第六十八号	工事請負契約の締結について	一八
県第六十九号	工事請負契約の締結について	二〇
県第七十号	工事請負契約の変更について	二二
県第七十一号	財産の処分について	二四
県第七十二号	公の施設の指定管理者の指定について	二六

県第六十四号議案

広島県手数料条例等の一部を改正する条例案を次のように提出する。

令和六年九月十三日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県手数料条例等の一部を改正する条例案  
 広島県手数料条例等の一部を改正する条例

(広島県手数料条例の一部改正)

第一条 広島県手数料条例(平成十二年広島県条例第五号)の一部を次のように改正する。  
 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後				改正前			
別表(第二条関係)		別表(第二条関係)					
法律名	事務の区分	手数料の名称	金額	法律名	事務の区分	手数料の名称	金額
建築基準法(昭和二十五年法律第二十二号)において「構造計算適合性判定」という。	(略)	構造計算適合性判定手数料	(略)	建築基準法(昭和二十五年法律第二十二号)において「構造計算適合性判定」という。	(略)	構造計算適合性判定手数料	(略)
法第六条の三第一項又は第十八条第五項の規定による法第六条の三第一項に規定する構造計算適合性判定(以下この項において「構造計算適合性判定」という。)	(略)	構造計算適合性判定を必要とする建築物(建築物の一部が構造計算適合性判定を必要とする場合においては、当該部分を構造計算適合性判定を必要とする建築物とし、建築物の二以上の部分が一棟ごとの構造方法を伝えない構造方法のみで接している場合においては、それぞれ別の建築物として、構造計算適合性判定を必要とする建築物とする。以下この項において「構造計算適合性判定対象建築物」という。)	構造計算適合性判定を必要とする場合においては、構造	法第六条の三第一項又は第十八条第四項の規定による法第六条の三第一項に規定する構造計算適合性判定(以下この項において「構造計算適合性判定」という。)	(略)	構造計算適合性判定を必要とする建築物(建築物の一部が構造計算適合性判定を必要とする場合においては、当該部分を構造計算適合性判定を必要とする建築物とし、建築物の二以上の部分が一棟ごとの構造方法を伝えない構造方法のみで接している場合においては、それぞれ別の建築物として、構造計算適合性判定を必要とする建築物とする。以下この項において「構造計算適合性判定対象建築物」という。)	構造計算適合性判定を必要とする場合においては、構造

	<p>法第七条の六第一項第一号若しくは第二号又は第十八条第三十八項第一号若しくは第二号（法第八十七条の四又は第八十八条第一項若しくは第二項において準用する場合を含む。）の規定による検査済証の交付を受ける前における仮使用の認定の申請に対する審査</p>	<p>法第七条の三第一項の特定工程を含む建築物以外の建築物についての法第十八条第十五項の規定による建築物の工事の完了の通知に対する審査</p>	<p>法第七条の三第一項の特定工程を含む建築物についての法第十八条第十五項の規定による建築物の工事の完了の通知に対する審査</p>
(略)	(略)	(略)	(略)
<p>計算適合性判定の対象となる床面積に当該既存建築物の床面積を加えるものとし、法第六条第四項、法第六条の二第一項若しくは法第十八条第三項に規定する確認済証又は法第六条の三四項若しくは法第十八条第八項に規定する構造計算適合性判定の結果を記載した通知書の交付を受けた建築物の計画の変更をする場合においては、当該計画の変更に伴い構造計算適合性判定が必要となる建築物の床面積をいう。一から五までにおいて同じ。）の一から五までに掲げる区分に応じ当該区分に定める額を合算した額（一―五）(略)</p>	(略)	(略)	(略)

	<p>法第七条の六第一項第一号若しくは第二号又は第十八条第二十四項第一号若しくは第二号（法第八十七条の四又は第八十八条第一項若しくは第二項において準用する場合を含む。）の規定による検査済証の交付を受ける前における仮使用の認定の申請に対する審査</p>	<p>法第七条の三第一項の特定工程を含む建築物以外の建築物についての法第十八条第十四項の規定による建築物の工事の完了の通知に対する審査</p>	<p>法第七条の三第一項の特定工程を含む建築物についての法第十八条第十四項の規定による建築物の工事の完了の通知に対する審査</p>
(略)	(略)	(略)	(略)
<p>計算適合性判定の対象となる床面積に当該既存建築物の床面積を加えるものとし、法第六条第四項、法第六条の二第一項若しくは法第十八条第三項に規定する確認済証又は法第六条の三四項若しくは法第十八条第七項に規定する構造計算適合性判定の結果を記載した通知書の交付を受けた建築物の計画の変更をする場合においては、当該計画の変更に伴い構造計算適合性判定が必要となる建築物の床面積をいう。一から五までにおいて同じ。）の一から五までに掲げる区分に応じ当該区分に定める額を合算した額（一―五）(略)</p>	(略)	(略)	(略)

(略)	法第七條の三第一項の特定工程を含む建築物以外の建築物についての法第十八条第十五項の規定による建築物の工事の完了の通知に係る計画に法第八十七條の四に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合の当該通知に対する審査	(略)	(略)	法第七條の三第一項の特定工程を含む建築物についての法第十八条第十五項の規定による建築物の工事の完了の通知に係る計画に法第八十七條の四に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合の当該通知に対する審査	(略)	(略)	(略)
(略)	法第八十八條第一項において準用する法第十八条第二十一項の規定による建築物の特定工程の終了の通知に係る計画に法第八十七條の四に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合の当該通知に対する審査	(略)	(略)	法第八十八條第一項において準用する法第十八条第二十一項の規定による建築物の特定工程の終了の通知に係る計画に法第八十七條の四に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合の当該通知に対する審査	(略)	(略)	(略)
(略)	法第八十八條第一項において準用する法第十八条第二十一項の規定による建築物の特定工程の終了の通知に対する審査	(略)	(略)	法第八十八條第一項において準用する法第十八条第二十一項の規定による建築物の特定工程の終了の通知に対する審査	(略)	(略)	(略)
(略)	法第七條の三第一項の特定工程を含む建築物以外の建築物についての法第十八条第十四項の規定による建築物の工事の完了の通知に係る計画に法第八十七條の四に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合の当該通知に対する審査	(略)	(略)	法第七條の三第一項の特定工程を含む建築物についての法第十八条第十四項の規定による建築物の工事の完了の通知に係る計画に法第八十七條の四に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合の当該通知に対する審査	(略)	(略)	(略)
(略)	法第八十八條第一項において準用する法第十八条第十七項の規定による建築物の特定工程の終了の通知に対する審査	(略)	(略)	法第八十八條第一項において準用する法第十八条第十七項の規定による建築物の特定工程の終了の通知に対する審査	(略)	(略)	(略)
(略)	法第八十八條第一項において準用する法第十八条第十七項の規定による建築物の特定工程の終了の通知に対する審査	(略)	(略)	法第八十八條第一項において準用する法第十八条第十七項の規定による建築物の特定工程の終了の通知に対する審査	(略)	(略)	(略)

(広島県立総合リハビリテーションセンター設置及び管理条例の一部改正)  
 第二条 広島県立総合リハビリテーションセンター設置及び管理条例(昭和五十三年広島  
 県条例第一号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すよう  
 に改正する。

改正後		改正前	
種別 (略)	種別 (略)	三 健康保険法第六十三條第二項第五号及び高齢者の医療の確保に関する法律第六十四條第二項第五号の規定により厚生労働大臣が定める療養(以下「選定療養」という。)に定めるところにより厚生労働大臣が定めるところにより入院期間が一八〇日を超えた日以後の入院料	三 健康保険法第六十三條第二項第五号及び高齢者の医療の確保に関する法律第六十四條第二項第五号の規定により厚生労働大臣が定める療養(以下「選定療養」という。)に定めるところにより厚生労働大臣が定めるところにより入院期間が一八〇日を超えた日以後の入院料
金額 (略)	金額 (略)	四 選定療養に定めるところにより厚生労働大臣が定める後発医薬品のある新医薬品等(以下「先発医薬品」という。)であつて別に厚生労働大臣が定めるもの処方等又は調剤(別に厚生労働大臣が定める場合を除く。)に係る費用	選定療養に定めるところにより先発医薬品の薬価から当該先発医薬品の後発医薬品の薬価を控除して得た価格の四分の一を乗じて得た価格を用いて療養費用算定方法の例により算定した額に一〇〇分の一一〇を乗じて得た額
五十二(略)	四十一(略)	(略)	(略)

備考 (略)

備考 (略)

(広島県立福山若草園設置及び管理条例の一部改正)  
 第三条 広島県立福山若草園設置及び管理条例(昭和五十三年広島県条例第二号)の一部を次のように改正する。  
 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後		改正前	
別表第一(第七条、第八条関係) 福山若草育成園又は福山若草療育園を利用する場合の利用料金	別表第一(第七条、第八条関係) 福山若草育成園又は福山若草療育園を利用する場合の利用料金	種別 二食 療養費 (略)	種別 二食 療養費 (略)
金額 (略)	金額 (略)	金額 (略)	金額 (略)
三 健康保険法第六十三條第二項第五号及び高齢者の医療の確保に関する法律第六十四條第二項第五号の規定により厚生労働大臣が定める療養(以下「選定療養」という。)に定めるところにより厚生労働大臣が定める後発医薬品のある新医薬品等(以下「先発医薬品」という。)であつて別に厚生労働大臣が定めるものの処方等又は調剤(別に厚生労働大臣が定める場合を除く。)に係る費用	選定療養に定めるところにより先発医薬品の薬価から当該先発医薬品の後発医薬品の薬価を控除して得た価額の四分の一を乗じて得た価格を用いて療養費用算定方法の例により算定した額に一〇〇分の一一〇を乗じて得た額		
備考 (略) 四一 (略)		備考 (略) 三九 (略)	

附 則

この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

- 一 二以外の規定 公布の日
- 二 第一条の規定 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（令和六年法律第五十三号）附則第一条第三号に規定する政令で定める日



(提案理由)

後発医薬品がある先発医薬品を、患者の希望により処方等又は調剤した場合の費用の新設など、必要な改正を行うため、この条例案を提出する。

県第六十五号議案

広島県の事務を市町が処理する特例を定める条例の一部を改正する条例案を次のように提出する。

令和六年九月十三日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県の事務を市町が処理する特例を定める条例  
の一部を改正する条例案  
広島県の事務を市町が処理する特例を定める条例  
の一部を改正する条例

広島県の事務を市町が処理する特例を定める条例（平成十一年広島県条例第三十四号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後		改正前	
第三条（略） 事務	市町	第三条（略） 事務	市町
五 （建築基準法関係） （略） (1)―(5)（略） (6) 法第十八条第三十八項第一号及び第二号の規定による仮使用の認定 (7)―(20)（略）	竹原市、府中市、三次市、庄原市、大竹市、安芸高田市、江田島市、府中町、海田町、熊野町、坂町、安芸太田町、北広島町、大崎上島町、世羅町及び神石高原町（三次市については、(2)、(4)及び(5)に掲げる事務（政令第百四十八条第一項に規定するもの（第二項において準用する場合を含む。）に限る。）、(7)及び(13)に掲げる事務（政令第百四十八条第三項第一号及び第三号に掲げるもの並びに条例に基づくもののうち政令第百四十八条第一項に掲げる建築物に係るものに限る。）、(15)及び(16)に掲げる	五 （建築基準法関係） （略） (1)―(5)（略） (6) 法第十八条第二十四項第一号及び第二号の規定による仮使用の認定 (7)―(20)（略）	竹原市、府中市、三次市、庄原市、大竹市、安芸高田市、江田島市、府中町、海田町、熊野町、坂町、安芸太田町、北広島町、大崎上島町、世羅町及び神石高原町（三次市については、(2)、(4)及び(5)に掲げる事務（政令第百四十八条第一項に規定するもの（第二項において準用する場合を含む。）に限る。）、(7)及び(13)に掲げる事務（政令第百四十八条第三項第一号及び第三号に掲げるもの並びに条例に基づくもののうち政令第百四十八条第一項に掲げる建築物に係るものに限る。）、(18)及び(19)に掲げる

	<p>事務（政令第四百四十八条第五項に規定するものに限る。）並びに（18）及び（19）に掲げる事務（政令第四百四十八条第一項に掲げる建築物に係るものに限る。）並びに（20）に掲げる事務（政令第四百四十八条第一項に規定するもの（第二項において準用する場合を含む。））並びに第三号に掲げるもの並びに条例に基づくもの（うち政令第四百四十八条第一項に掲げる建築物に係るものに限る。）を除く。）</p>
	<p>事務（政令第四百四十八条第一項に掲げる建築物に係るものに限る。）並びに（20）に掲げる事務（政令第四百四十八条第一項に規定するもの（第二項において準用する場合を含む。））並びに第三号に掲げるもの並びに条例に基づくもの（うち政令第四百四十八条第一項に掲げる建築物に係るものに限る。）を除く。）</p>

附 則

この条例は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（令和六年法律第五十三号）附則第一条第三号に規定する政令で定める日から施行する。

(提案理由)

建築基準法の一部が改正されたことに伴い、引用条項等の整理を行うため、この条例案を提出する。

県第六十六号議案

広島県青少年健全育成条例の一部を改正する条例案を次のように提出する。

令和六年九月十三日

広島県知事 湯 崎 英 彦

案 広島県青少年健全育成条例の一部を改正する条例

広島県青少年健全育成条例の一部を改正する条例

第一条 広島県青少年健全育成条例（昭和五十四年広島県条例第二号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>目次 前文 第一章―第七章（略） 第八章 罰則（第四十八条―第五十条） 附則 第四十九条（略）</p> <p>〔適用の除外〕 第五十条 この条例に違反した者が青少年であるときは、この条例の罰則は、青少年に対しては適用しない。</p>	<p>目次 前文 第一章―第七章（略） 第八章 罰則（第四十八条・第四十九条） 附則 第四十九条（略）</p>

第二条 広島県青少年健全育成条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>目次 前文 第一章―第五章（略） 第五章の二 インターネット利用環境の整備 （第四十二条の二・第四十二条の三） 第六章―第八章（略） 附則 第三十九条（略）</p> <p>〔淫行等の勧誘等の禁止〕</p>	<p>目次 前文 第一章―第五章（略） 第五章の二 インターネット利用環境の整備 （第四十二条の二） 第六章―第八章（略） 附則 第三十九条（略）</p>

第三十九条の二 何人も、青少年に対し、淫行又はわいせつ行為を行うよう勧誘し、又は強要してはならない。

(児童ポルノ等の提供を求める行為の禁止)

第三十九条の三 何人も、正当な理由なく、青少年に対し、当該青少年に係る児童ポルノ等(児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律第二条第三項に規定する児童ポルノ及び同項各号のいずれかに掲げる児童の姿態を視覚により認識することができる方法により描写した情報を記録した電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。))その他の記録をいう。)の提供を求めてはならない。

(インターネットの利用に係る保護者、事業者等の責務)

第四十二条の二 (略)

2 (略)

3 端末設備の販売又は貸付けを業とする者及び特定電気通信役務提供者(特定電気通信による情報の流通によつて発生する権利侵害等への対処に関する法律(平成十三年法律第三十七号)第二条第四号に規定する特定電気通信役務提供者をいう。)は、その事業活動を行うに当たつては、有害情報を青少年が閲覧又は視聴することのないよう、フィルタリングの機能を有するソフトウェアに関する情報その他必要な情報を提供するように努めなければならない。

(携帯電話端末等による有害情報の閲覧防止措置)

第四十二条の三 携帯電話インターネット接続役務提供者等(青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律(平成二十年法律第七十九号)以下この条において「法」という。)第十三条第一項に規定する携帯電話インターネット接続役務提供者等をいう。以下同じ。)は、法第十四条の規定により、青少年又は保護者に対し、同条に規定する事項を説明するときは、併せて、規則で定める事項を説明するとともに、これらの事項を記載した書面(当該事項を記録した電磁的記録を含む。以下この条において同じ。)を交付しなければならない。

21 保護者は、法第十五条ただし書の規定により青少年有害情報フィルタリングサービス(法第二条第十項に規定する青少年有害情報フィルタリングサービスをいう。以下同じ。))

第四十二条の二 (略)

2 (略)

3 端末設備の販売又は貸付けを業とする者及び特定電気通信役務提供者(特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律(平成十三年法律第三十七号)第三条第三号に規定する特定電気通信役務提供者をいう。)は、その事業活動を行うに当たつては、有害情報を青少年が閲覧又は視聴することのないよう、フィルタリングの機能を有するソフトウェアに関する情報その他必要な情報を提供するように努めなければならない。

- を利用しない旨の申出をするときは、青少年が就労しており、青少年有害情報フィリタリングサービスを利用することにより当該青少年の業務に著しい支障を生ずることその他の規則で定める理由その他規則で定める事項を記載した書面を携帯電話インターネット接続役務提供者事業者（法第二条第八項に規定する携帯電話インターネット接続役務提供者事業者をいう。以下同じ。）に提出しなければならない。
- 3| 携帯電話インターネット接続役務提供者事業者は、前項の規定による書面の提出があつた場合において、青少年有害情報フィリタリングサービスを利用しない役務提供契約を締結したときは、当該契約が終了する日又は当該契約に係る青少年が満十八歳に達する日のいずれか早い日までの間、同項の規定による書面又は当該書面に記載された事項に係る電磁的記録を保存しなければならない。
- 4| 保護者は、法第十六条ただし書の規定により青少年有害情報フィリタリング有効化措置（同条に規定する青少年有害情報フィリタリング有効化措置をいう。以下同じ。）を講ずることを希望しない旨の申出をするときは、当該申出をすることがやむを得ないと認められる理由として規則で定める理由その他規則で定める事項を記載した書面を携帯電話インターネット接続役務提供者事業者等に提出しなければならない。
- 5| 携帯電話インターネット接続役務提供者事業者等は、前項の規定による書面の提出があつた場合において、青少年有害情報フィリタリング有効化措置を講じない特定携帯電話端末等（法第十六条に規定する特定携帯電話端末等をいう。）を販売したときは、当該特定携帯電話端末等に係る役務提供契約が終了する日又は当該契約に係る青少年が満十八歳に達する日のいずれか早い日までの間、同項の規定による書面又は当該書面に記載された事項に係る電磁的記録を保存しなければならない。
- 6| 知事は、携帯電話インターネット接続役務提供者事業者等が第一項、第三項又は前項の規定に違反していると認めるときは、当該携帯電話インターネット接続役務提供者事業者等に対し、必要な措置を講ずるよう勧告することができる。
- 7| 知事は、前項の規定による勧告を受けた携帯電話インターネット接続役務提供者事業者等が当該勧告に従わなかつたときは、勧告を受けた者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）その他規則で定める事項を公表することができる。
- 8| 知事は、前項の規定による公表をしようとするときは、当該勧告を受けた携帯電話イン

ターネット接続役務提供事業者等に対し、意見を述べる機会を与えなければならない。

第六章 (略)

(立入調査等)

第四十五条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、その指定する職員に、営業時間内に限り、書店、興行場、利用カード等販売所、携帯電話インターネット接続役務提供事業者等の営業の場所その他の営業を営む場所に立ち入り、自主規制の実施状況等を調査させ、関係者に質問させ、又は資料の提出を求めさせることができる。

2-4 (略)

(罰則)

第四十八条 (略)

2 (略)

3 第三十八条の三第一項又は第三十九条の二の規定に違反した者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

4 (略)

5 (略)

一 第二十八条第三項、第三十条第三項、第三十三条第一項若しくは第二項、第三十八条の四第一項、第三十八条の五又は第三十九条の三の規定に違反した者

二 (略)

6・7 (略)

第六章 (略)

(立入調査等)

第四十五条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、その指定する職員に、営業時間内に限り、書店、興行場、利用カード等販売所その他の営業を営む場所に立ち入り、自主規制の実施状況等を調査させ、関係者に質問させ、又は資料の提出を求めさせることができる。

2-4 (略)

(罰則)

第四十八条 (略)

2 (略)

3 第三十八条の三第一項の規定に違反した者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

4 (略)

5 (略)

一 第二十八条第三項、第三十条第三項、第三十三条第一項若しくは第二項、第三十八条の四第一項又は第三十八条の五の規定に違反した者

二 (略)

6・7 (略)

附則

(施行期日)

1 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 第一条の規定 公布の日

二 第二条(第四十二条の二第三項の改正規定を除く。 )の規定 令和七年一月一日

三 第二条(第四十二条の二第三項の改正規定に限る。 )の規定 特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律の一部を改正する法律(令和六年法律第二十五号) 附則第一条に規定する政令で定める日又はこの条例の公布の日いずれか遅い日

(罰則に関する経過措置)

2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。



(提案理由)

青少年の性被害防止対策の強化及び青少年のインターネット利用環境整備を図ることを目的として、新たな規制を導入するなど、必要な改正を行うため、この条例案を提出する。

県第六十七号議案

広島県と広島県信用保証協会との損失補償契約に基づく回収納付金を受け取る権利の放棄に関する条例の一部を改正する条例案を次のように提出する。

令和六年九月十三日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県と広島県信用保証協会との損失補償契約に  
 基づく回収納付金を受け取る権利の放棄に関する  
 条例の一部を改正する条例案  
 広島県と広島県信用保証協会との損失補償契約に  
 基づく回収納付金を受け取る権利の放棄に関する  
 条例の一部を改正する条例

広島県と広島県信用保証協会との損失補償契約に基づく回収納付金を受け取る権利の放棄に関する条例（令和五年広島県条例第三十六号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（回収納付金を受け取る権利の放棄）                      第三条（略）                      2（略）                      一一六（略）                      七 産業競争力強化法（平成二十五年法律第九十八号）第二条第二十二項に規定する特定認証紛争解決手続きに基づき策定された事業の再生に関する計画                      八―十三（略）</p>	<p>（回収納付金を受け取る権利の放棄）                      第三条（略）                      2（略）                      一一六（略）                      七 産業競争力強化法（平成二十五年法律第九十八号）第二条第二十一項に規定する特定認証紛争解決手続きに基づき策定された事業の再生に関する計画                      八―十三（略）</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(提案理由)

産業競争力強化法の一部が改正されたことに伴い、引用条項の整理を行うため、この条例案を提出する。

## 県第六十八号議案

### 工事請負契約の締結について

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和三十九年広島県条例第二十九号）第二条の規定により、次のとおり一般県道坂小屋浦線道路改良工事（仮称）坂陸橋）の請負契約を締結することについて、県議会の議決を求める。

令和六年九月十三日提出

広島県知事 湯 崎 英 彦

- 一 工事名 一般県道坂小屋浦線道路改良工事（仮称）坂陸橋）
- 二 工事場所 安芸郡坂町平成ヶ浜二丁目から坂西一丁目まで
- 三 請負金額 二、四三一、六六六、〇〇〇円
- 四 請負者 大阪市北区芝田二丁目四番二四号  
西日本旅客鉄道株式会社
- 五 工 期 議決の日の翌日から  
令和十年三月三十一日まで

(提案理由)

一般県道坂小屋浦線道路改良工事（仮称）坂陸橋の請負契約は、予定価格が五億円以上であるため、県議会の議決を求める。

## 県第六十九号議案

### 工事請負契約の締結について

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和三十九年広島県条例第二十九号）第二条の規定により、次のとおり旧広島陸軍被服支廠一号棟ほか二棟安全対策工事の請負契約を締結することについて、県議会の議決を求める。

令和六年九月十三日提出

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 工事名 旧広島陸軍被服支廠一号棟ほか二棟安全対策工事

二 工事場所 広島市南区出汐二丁目四番六〇号

三 請負金額 二、三〇七、八〇〇、〇〇〇円

四 請負者 東京都中央区京橋二丁目一六番一号

清水建設株式会社

広島市中区大手町四丁目六番一六号

株式会社 共立

五 工期 議決の日の翌日から

令和九年二月十七日まで

(提案理由)

旧広島陸軍被服支廠一号楼ほか二棟安全対策工事の請負契約は、予定価格が五億円以上であるため、県議会の議決を求める。

## 県第七十号議案

### 工事請負契約の変更について

令和三年県第百一号議案により契約を締結することについて議決を得、令和六年県第三十七号議案により請負金額及び工期を変更することについて議決を得た鞆松永線道路改良工事（仮称）鞆トンネル）の請負契約の請負金額を次のように変更することについて、県議会の議決を求める。

令和六年九月十三日提出

広島県知事 湯 崎 英 彦

次の表の変更前の欄に掲げる事項を同表の変更後の欄に掲げる事項に傍線で示すように変更する。

	変更後	変更前
一・二 請負金額	円七、三二九、七六四、二〇〇	一・二 請負金額
四・五 (略)		四・五 (略)
		円六、三四一、九六七、五〇〇



(提案理由)

令和三年県第百一号議案により契約を締結することについて議決を得、令和六年県第三十七号議案により請負金額及び工期を変更することについて議決を得た軀松永線道路改良工事(仮称) 軀トンネル)の請負契約については、一部区間において地山が想定より軟質であり、安全に掘削作業を行うための補助工法等を追加したため、請負金額を変更する必要が生じたので、県議会の議決を求める。

## 県第七十一号議案

### 財産の処分について

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和三十九年広島県条例第二十九号）第三条の規定により、次のとおり財産を処分することについて、県議会の議決を求める。

令和六年九月十三日提出

広島県知事 湯 崎 英 彦

#### 一 財産の表示

所 在 広島市南区出島四丁目四番二外一筆

種 別 土地

地 目 雑種地

面 積 八三、二六三・六八平方メートル

二 処分価格 八、五五四、八七〇、九〇〇円

三 相手方 安芸郡府中町新地三番一号

マツダ株式会社

(提案理由)

保管施設用地として造成した県有地を処分しようとするものであるが、処分しようとする土地の予定価格が七千万円以上であり、かつ、その面積が二万平方メートル以上であるため、県議会の議決を求める。

## 県第七十二号議案

### 公の施設の指定管理者の指定について

広島県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例（平成十六年広島県条例第二十八号）第三条の規定により、次のとおり広島県立びんご運動公園の指定管理者を指定することについて、県議会の議決を求める。

令和六年九月十三日提出

広島県知事 湯 崎 英 彦

#### 一 公の施設の名称

広島県立びんご運動公園

#### 二 指定管理者となる団体の名称

広島市中区袋町四番三一号

株式会社 びんごスポーツパークマネジメント

#### 三 指定の期間

令和八年四月一日から

令和二十七年三月三十一日まで

(提案理由)

広島県立びんご運動公園の指定管理者を指定することについて、地方自治法第二百四十四  
四条の二第六項の規定により、県議会の議決を求める。